

KSPテクノプラザ「光触媒ミュージアム」常設展示のご案内

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）では、平成16年7月、光触媒技術の普及啓発を行い健全な光触媒産業の発展に貢献するとともに、企業の関係者のみならず小中学生、一般消費者の方々などに対し光触媒を身近な技術として理解して頂く場として、KSPテクノプラザ「光触媒ミュージアム」をオープンしました。

御陰様で、これまでに10万人近くのご来場者にお越しいただき、各種新聞などにも取り上げて頂くなど、ご好評をいただいておりますが、当所と致しましては、このミュージアムを更なる充実を図り、光触媒技術の普及に努めてまいりたい所存です。

ついては、当ミュージアムの設置趣旨をご理解いただき、貴社製品の展示については是非前向きにご検討頂きますようお願い致します。

1. 常設展示内容

- (1) 場 所：川崎市高津区坂戸3-2-1
かながわサイエンスパーク 西棟1階
- (2) 開館時間：土日、祝日を除く平日 13:00～17:00
- (3) 展示品：
 - ① 光触媒製品、カタログ、パンフレット、パネル等
 - ② 光触媒機能、原理、歴史等を示したパネル、デモ装置等
 - ③ 光触媒関連図書
 - ④ KISTEC関連パンフレット
 - ⑤ その他設置目的に添うものとして、当所で認めたもの
- (4) 入場料：無料

2. 展示の手続

- ・別紙の様式にてお申込みください
- ・弊所では、光触媒製品の効果・原理、展示品としての魅力、将来性などの観点から展示の可否について判断し、ご担当者あてにご連絡します。なお、展示の可否について判断するために、展示品についてのデータのご提出やご説明をお願いすることがあります。
- ・展示することとなったものについては、搬入時期等を追ってご連絡します。

3. 運営協力金

- ・常設展示に参加いただく場合は、ミュージアム運営協力金として、年度（4月1日～翌年3月31日）毎に、原則として、基礎小間当たり10万円（税抜）を申し受けま

す。基礎小間については(別紙1)をご参照下さい。

4. 展示品の配置等

- ・展示品の配置、入れ替え、展示方法等については、展示効果、入場者数、入場者の関心事項などを勘案し、当所が行います。予告なしに変更することがありますのでご了承ください。
- ・例えば、以下のような展示方法を検討していますがこれに限るものではありません。また、具体的な展示方法のご提案がありましたら、お気軽に事務局までご相談ください。

(展示方法の例)

- * 展示台を用いて、台上に製品と説明パネルを展示し、パンフレットを置く。
 - * 屋外、壁面、窓などに実際に施工して展示する。
 - * 人形を使ったり、他のものに貼ったりなどして、実際に使用されているような状態で展示する。
 - * 親水性や有機物分解性の効果などを示すため、実際に紫外線や水をかけたり、デモ実験が行えるように加工したりして展示する。
 - * 違うメーカーの製品であっても、原理や効果が同種であると考えられる製品は、これらの原理や効果を説明するパネルなどとともに合わせて展示する。
- ・ 製品等の搬出入等に要する経費は、原則として貴社のご負担となります。また、大規模な工事等を必要とする展示について、設置、撤去等に要する経費も同様とします。
 - ・ パネルの展示については、その可否及び内容についてご相談の上行うこととします。また、現行展示企業で、パネルの更新等を希望される場合には、事務局までご連絡ください。
 - ・ 入場者等からのお問い合わせが大変多いため、製品のカタログ、パンフレット等については100部程度ご用意ください。また、当所から追加等をお願いすることがあります。

5. その他

- ・ 報告事項、情報の開示、免責事項その他については、(別紙2)KSPテクノプラザ「光触媒ミュージアム」実施要項をご確認ください。
- ・ ご質問等ございましたらお気軽に事務局までお問い合わせください。

<事務局>

(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所
川崎技術支援部
TEL 044-819-2105 FAX 044-819-2106
E-mail:so-kd@kistec.jp

又は 光触媒ミュージアム
TEL 044-814-5096 FAX 044-814-5096
E-mail:sm-pmuseum@kistec.jp

光触媒ミュージアム常設展示申込書

令和 年 月 日

KSPテクノプラザ「光触媒ミュージアム」運営規約を承諾の上、以下の通り常設展示への参加を申し込みます。

【基本情報】

貴社名	
ご担当者 ・ ご連絡先	(部署・役職名) (ご氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)
入場者等 への対応 窓口	製品・パンフレット等の問い合わせ対応のため、当所が入場者等にご紹介するご連絡先を記載ください。 (部署・役職名) (ご氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)

【展示品情報】(展示を希望する製品等について記載ください。)

展示品の別	展示品の名称	数量・大きさ	展示品の説明 (製品情報)
製品・パネル・ パンフ・施工・ 他			
製品・パネル・ パンフ・施工・ 他			
製品・パネル・ パンフ・施工・ 他			

●展示品情報の写真を添付してください。

【その他】

(ご要望事項などありましたらお書きください。)

(別紙 1) 基礎小間について

1. 基礎小間

- ・ バックパネル付き展示台(図1)
- ・ 基礎小間には、電気配線等は含まれません。
- ・ 基礎小間内での火気、水道(配管及び排水施設設置による)の使用及び電気工事はできません。

2. 展示の方法

- ・ 展示の方法としては、基礎小間ごとにパネル展示及び製品等の直接展示を行います。
- ・ 製品等は展示台の上面を使用して展示してください。
- ・ 展示する製品について、説明用のパネルを作成してください。
W594 mm×H841 mm(A1 版 縦置き)、厚み 5 mm
アルミ複合パネル又は圧縮スチレンパネル(ゲータフォーム)、圧着、マツラミネート(マット PP)加工のこと。これ以外の仕様でも展示可能です。ご相談ください。
- ・ また、パンフレット台部分に製品や出展者に関するカタログ、パンフレット等を置くことができます。

3. その他

- ・ 製品の床面への設置等、基礎小間以外の方法での展示を希望される場合は、事務局にご相談ください。

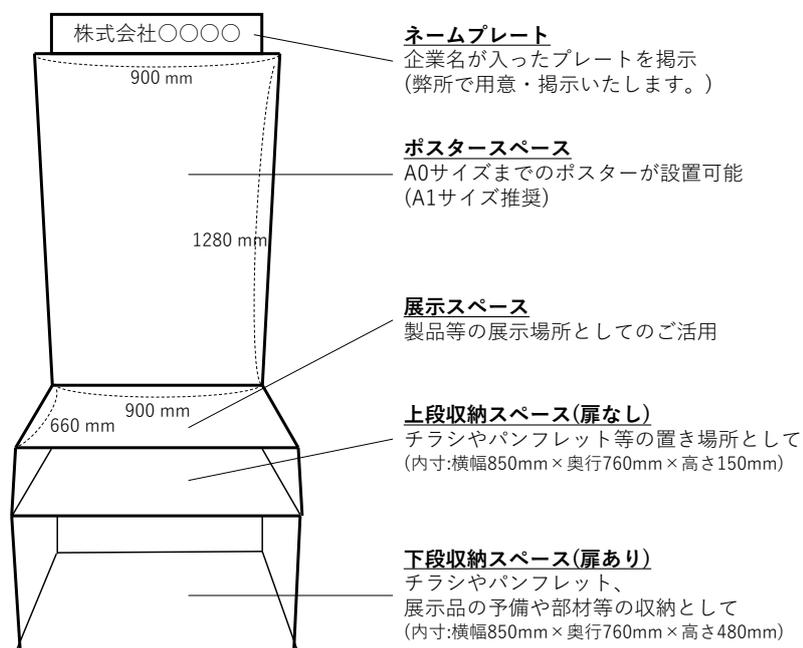


図 1. 基礎小間

(展示例)



1 設置及び趣旨

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）は、光触媒技術の普及啓発を行い健全な光触媒産業の発展に貢献するとともに、企業の関係者のみならず小中学生、一般消費者の方々などに対し光触媒を身近な技術として理解して頂く場として、KSPテクノプラザ「光触媒ミュージアム」（以下「ミュージアム」という。）を設置する。

この要綱は、法人のミュージアムにおける製品展示等への企業等の参加及びミュージアムの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 組織

- (1) ミュージアムに、館長及び副館長を置くことができる。
- (2) 館長は、ミュージアムを代表し、業務を総括する。
- (3) 副館長は、館長を補佐して業務を掌理し、館長に事故があるときはその職務を代理し、館長が欠けたときはその職務を行う。

3 常設展示

法人は、ミュージアムにおいて、以下により常設の製品展示等を行う。

- (1) 場 所：川崎市高津区坂戸 3-2-1 かながわサイエンスパーク 西棟 1 階
- (2) 開館時間：土日、祝日を除く平日 13:00～17:00
ただし、開館日若しくは開館時間の変更又は臨時に休館日を設けることができる。
- (3) 展示品は以下の通りとする。
 - ア 光触媒製品（以下「製品」という。）、カタログ、パンフレット、パネル等
 - イ 光触媒機能、原理、歴史等を示したパネル、デモ装置等
 - ウ 光触媒関連図書及び青少年用図書
 - エ 法人関連配布物
 - オ 関連機関紹介パネル等
 - カ その他設置目的に添うものとして、法人で認めたもの
- (4) 入場料：無料

4 製品等

常設展示する製品等は、所定の手続きを経て、法人がその展示を認めたものとする。

5 運営協力金

- (1) 常設展示に参加する企業等は、各年度（4月1日～翌年3月31日）100,000円（税抜）を「光触媒ミュージアム運営協力金」として法人に支払うものとする。
- (2) (1) にかかわらず、年度途中からの参加に対しては、減額することができる。

6 展示品の配置等

- (1) 法人は、展示品の配置、入れ替え、展示方法等について、展示効果、入場者数、入場者の関心事項などを勘案し、参加企業等に対する予告なしに変更することができる。
- (2) 製品等の搬出入等に要する経費は、原則として参加企業等の負担とする。
- (3) 法人は、必要に応じ、参加企業等に対して製品のカatalog、パンフレット等の追加を依頼することができる。

7 企画展示

- (1) 法人は、第2項に記載する常設展示のほか、より幅広く光触媒製品を紹介することや展示効果を向上させることなどを目的として、ミュージアムにおいて企画展示を行うことができる。
- (2) 企画展示を行うに当たっては、法人による企画案に従い、該当する企業等に対して法人から展示品の提供を依頼するものとし、法人の責任において行うものとする。
- (3) 企画展示を行うに当たって必要な事項は、そのたびに別途法人が定めるものとする。
- (4) 企画展示への参加は原則として無料とする。

8 商談会・相談会等

- (1) 法人は、光触媒製品の流通促進に資するための商談会や、ミュージアムの入場者等の関心事項に適切に対応するための相談会等を、法人内外より協力者を依頼して行うことができる。
- (2) 商談会・相談会等を行うに当たって必要な事項は、そのたびに別途法人が定めるものとする。
- (3) 商談会・相談会等を行うに当たり、法人は、入場者等に対して幅広く広報を行うものとする。

9 協力依頼

法人は、企画展示や商談会・相談会等の開催の際には、常設展示の参加企業等に対して協力を依頼することができる。

10 報告

法人は、参加企業等に対し、ミュージアムの運営状況等を適宜報告するものとする。

11 情報の開示

法人は、入場者等に対して、あらかじめ参加企業等の許可を得られた範囲内で、参加企業等の名称、連絡先、製品情報等を開示することができる。

12 免責事項

- (1) 法人は、ミュージアムの適正な運営に努めるものとするが、盗難、天災等のやむをえない理由により展示品等の損失等があった場合には、この責を負わないものとする。
- (2) 法人は、ミュージアムにおける展示に関し、参加企業等の間又は入場者等の間に生じたトラブルについては、明らかな法人の過失と認められない限りこの責を負わないものとする。
- (3) 法人は、ミュージアムにおける展示に関し、法人、参加企業等、入場者等の相互の間に生じたトラブルについては、誠意を持って協議の上、解決に努めるものとする。

13 その他

この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

14 実施日

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。